

特別養護老人ホーム富竹の里和み（定員 20 名ユニット型個室）利用料金表 令和元年10月1日～

第1段階 （市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者） （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配 置加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×90%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	22 単位	9,085	8,176	909	300	820	2,029	62,877
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	24 単位	9,856	8,870	986	300	820	2,106	65,250
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	26 単位	10,677	9,609	1,068	300	820	2,188	67,797
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	27 単位	11,448	10,303	1,145	300	820	2,265	70,240
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	29 単位	12,218	10,996	1,222	300	820	2,342	72,613

第2段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円以下の方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下) （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×90%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	22 単位	9,085	8,176	909	390	820	2,119	65,667
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	24 単位	9,856	8,870	986	390	820	2,196	68,040
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	26 単位	10,677	9,609	1,068	390	820	2,278	70,587
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	27 単位	11,448	10,303	1,145	390	820	2,355	73,030
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	29 単位	12,218	10,996	1,222	390	820	2,432	75,403

第3段階 ・世帯全員及び配偶者(世帯分離している場合および内縁関係にある場合も含む)が住民税非課税で、本人の課税対象年金収入額＋合計所得金額＋非課税年金収入が80万円を超える方
・本人の預貯金等が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下) （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×90%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	22 単位	9,085	8,176	909	650	1,310	2,869	88,917
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	24 単位	9,856	8,870	986	650	1,310	2,946	91,290
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	26 単位	10,677	9,609	1,068	650	1,310	3,028	93,837
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	27 単位	11,448	10,303	1,145	650	1,310	3,105	96,280
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	29 単位	12,218	10,996	1,222	650	1,310	3,182	98,653

第4段階 1割負担 （上記、利用者負担第1段階～第3段階以外の方） （円）

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×90%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	22 単位	9,085	8,176	909	1,500	2,500	4,909	152,157
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	24 単位	9,856	8,870	986	1,500	2,500	4,986	154,530
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	26 単位	10,677	9,609	1,068	1,500	2,500	5,068	157,077
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	27 単位	11,448	10,303	1,145	1,500	2,500	5,145	159,520
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	29 単位	12,218	10,996	1,222	1,500	2,500	5,222	161,893

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数（（サービス費A＋加算B＋加算C＋加算D＋加算E＋加算F）×利用日数）に0.083（0.027）を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算（G）、介護職員等特定処遇改善加算（H）の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数（31日の場合）の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

特別養護老人ホーム富竹の里和み（定員 20 名ユニット型個室）利用料金表 令和元年10月1日～

第4段階 2割負担 (円)

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×80%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	19 単位	9,055	7,244	1,811	1,500	2,500	5,811	180,314
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	19 単位	9,805	7,844	1,961	1,500	2,500	5,961	185,059
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	20 単位	10,616	8,492	2,124	1,500	2,500	6,124	190,154
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	20 単位	11,377	9,101	2,276	1,500	2,500	6,276	195,039
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	21 単位	12,137	9,709	2,428	1,500	2,500	6,428	199,785

第4段階 3割負担 (円)

介護度	サービス費（A）	日常生活継続 支援加算（B）	看護体制加算 Ⅰ＋Ⅱ（C）	精神科医療養 指導加算（D）	栄養マネジメ ント加算（E）	夜勤職員配置 加算（F）	（注）介護職員処遇改善加算（G） （A+B+C+D+E+F）×0.083	（注）介護職員等特定処遇改善加算（H） （A+B+C+D+E+F）×0.027	費用総額（Ⅰ） （A+B+C+D+E+F+G+H）×10.14	保険給付額（Ⅱ） Ⅰ×70%	自己負担額 Ⅰ－Ⅱ	食費	居住費	1日の料金	1月の料金概数 （31日の場合）
要介護1	646 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	67 単位	19 単位	9,055	6,338	2,717	1,500	2,500	6,717	208,471
要介護2	714 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	73 単位	19 単位	9,805	6,863	2,942	1,500	2,500	6,942	215,589
要介護3	787 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	79 単位	20 単位	10,616	7,431	3,185	1,500	2,500	7,185	223,230
要介護4	857 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	84 単位	20 単位	11,377	7,963	3,414	1,500	2,500	7,414	230,559
要介護5	925 単位	46 単位	35 単位	5 単位	14 単位	61 単位	90 単位	21 単位	12,137	8,495	3,642	1,500	2,500	7,642	237,677

- ・単位から金額へ換算及び保険給付額を算定する場合は、1円未満の端数を切り捨てます。
- ・実際の介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の単位の算出方法及び単位数は、一月の総単位数（（サービス費A+加算B+加算C+加算D+ 加算E+加算F）×利用日数）に0.083（0.027）を乗じて得た数になります。一単位未満の端数は四捨五入します。
- ・表記介護職員処遇改善加算（G）、介護職員等特定処遇改善加算（H）の単位数は、1日の総単位数で計算しています。
- ・1月の料金概数（31日の場合）の額については、一月の総単位数から算出した介護職員処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）の値をもとに記載しています。
- ・実際の利用料は端数処理等のため、利用日数等により金額が変動する場合があります。

〈参考〉介護保険負担限度額の認定について

介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、居住費・食費の負担軽減を行っています。

軽減を受けられるのは、次の 3 つのいずれにも該当する方です。

（1）本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること

（2）本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること

（3）預貯金等合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

認定後交付された「認定証」は、事業所に提示してください。